

# 第 2 期 中之条町耐震改修促進計画

令和 3 年 3 月

中 之 条 町



---

第1章	計画の概要	
1-1	計画の目的と概要	1
第2章	地震被害の想定	
2-1	我が国における地震履歴	3
2-2	我が国における地震想定	11
2-3	群馬県における地震想定	12
第3章	耐震化の現状	
3-1	住宅の耐震化の現状	16
3-2	多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	18
第4章	耐震化の目標	
4-1	目標設定の考え方	22
4-2	住宅の耐震化の目標	23
4-3	多数の者が利用する建築物の耐震化の目標	24
第5章	耐震化促進施策	
5-1	住宅の耐震化の促進	25
5-2	民間建築物の耐震化の促進	31
5-3	町有建築物の耐震化の推進	33
5-4	避難路の指定及び沿道建築物の耐震化	35
5-5	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	39
5-6	その他の安全確保対策	40
第6章	耐震診断及び耐震改修を促進する体制づくり	
6-1	連携・役割分担の基本的考え方	41
6-2	その他の連携と支援	43
資料		
資料1	特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表	44



# 第1章 計画の概要

## 1-1 計画の目的と概要

### (1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震改修を促進して地震に対する安全性を高め、建築物の倒壊等の被害から、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

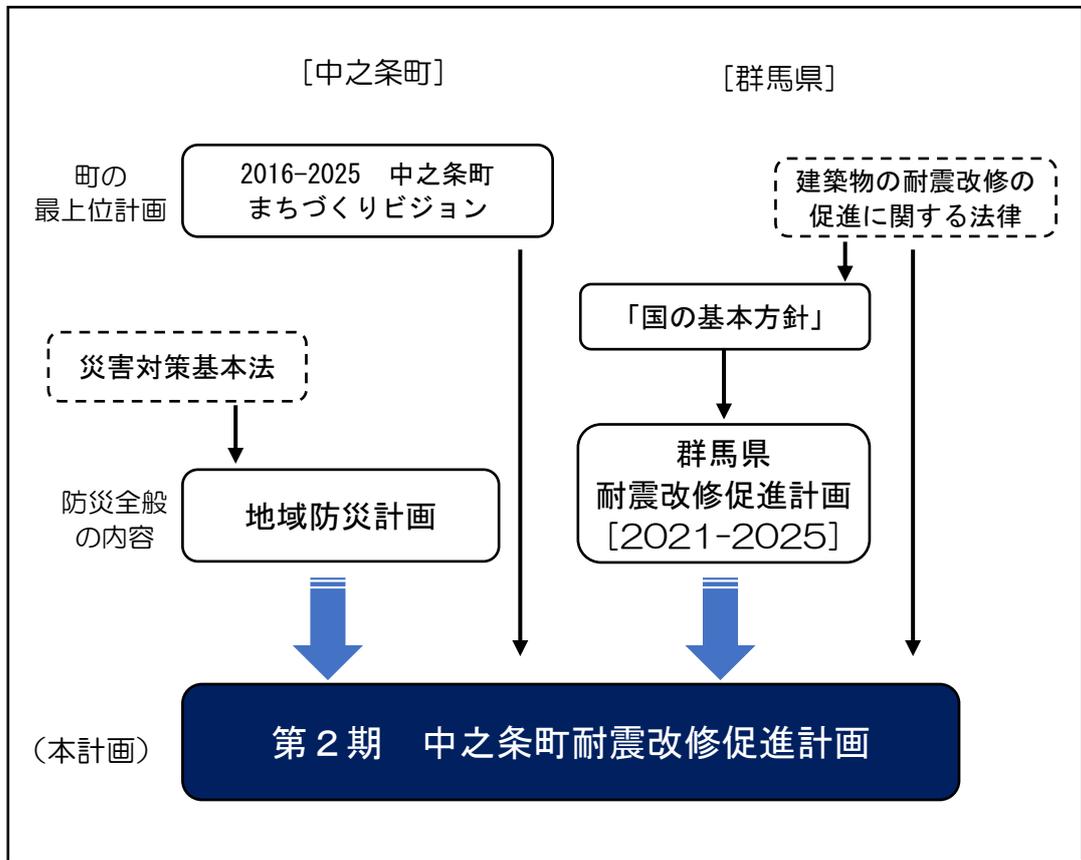
### (2) 計画期間

計画期間は、以下の5年間とします。

2021年度 [令和3年度] ~ 2025年度 [令和7年度]

### (3) 上位関連計画

本計画の上位関連計画は、以下のようになっています。



## (4) 根拠法

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）」第6条第1項

## (5) 対象建築物

改正耐震改修促進法は、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」と称す）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進、下表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

### ■本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種類	内容	備考	
住宅	県民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）	
特定既存耐震不適格建築物 <sup>※1</sup>	次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条各号に定める特定既存耐震不適格建築物	
耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※2</sup>	公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。		
	要緊急安全確認大規模建築物（町内の対象建築物は耐震化完了済）	・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条定める要緊急安全確認大規模建築物
	要安全確認計画記載建築物（町内に該当なし）	沿道建築物 ・ 県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物  防災拠点 ・ 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	耐震改修促進法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
町有建築物	町有建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。		

※1 特定既存耐震不適格建築物：資料1に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※2 耐震診断義務付け対象建築物：資料1に定められた要件（耐震診断義務付け対象建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの（旧耐震基準建築物）。



表 日本付近で発生した主な被害地震（平成18年～平成27年）

発生年月日	マグニチュード	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大震度	津波
平成19年（2007年）3月25日	6.9	能登半島沖 平成19年（2007年）能登半島地震	死者1 負傷者356	住家全壊686棟 住家半壊1,740棟など	6強	22cm
平成19年（2007年）4月15日	5.4	三重県中部	負傷者13	住家一部破損122棟	5強	
平成19年（2007年）7月16日	6.8	新潟県上中越沖 平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	死者15 負傷者2,346	住家全壊1,331棟 住家半壊5,710棟 住家一部破損37,633棟など	6強	32cm *2
平成19年（2007年）10月1日	4.9	神奈川県西部	負傷者2	住家一部破損5棟	5強	
平成20年（2008年）6月14日	7.2	岩手県内陸南部 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	死者17 不明6	住家全壊30棟 住家半壊146棟など	6強	
平成20年（2008年）7月24日	6.8	岩手県沿岸北部	死者1 負傷者210	住家全壊1棟 住家一部破損380棟	6弱	
平成21年（2009年）8月11日	6.5	駿河湾	死者1 負傷者319	住家半壊6棟 住家一部破損8,672棟	6弱	36cm
平成23年（2011年）3月11日	9.0 *1	三陸沖 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	死者19,575 負傷者6,230 不明2,577 *3	住家全壊121,776棟 住家半壊280,326棟 住家一部破損744,269棟など *3 【平成29年9月1日現在】	7	9.3m以上 *4
平成23年（2011年）3月12日	6.7	長野県・新潟県県境付近	死者3 負傷者57 *5	住家全壊73棟 住家半壊427棟など *5 【平成24年10月1日現在】	6強	
平成23年（2011年）3月15日	6.4	静岡県東部	負傷者75	住家半壊103棟 住家一部破損984棟 【平成23年11月11日現在】	6強	
平成23年（2011年）4月1日	5.0	秋田県内陸北部	負傷者1	住家一部破損2棟 【平成23年11月11日現在】	5強	
平成23年（2011年）4月7日	7.2	宮城県沖	死者4 負傷者296	*6 【平成25年3月26日現在】	6強	
平成23年（2011年）4月11日	7.0	福島県浜通り	死者4 負傷者10	*6 【平成25年3月26日現在】	6弱	
平成23年（2011年）4月12日	6.4	福島県中通り	負傷者1	*6 【平成25年3月26日現在】	6弱	
平成23年（2011年）4月16日	5.9	茨城県南部	負傷者6	なし 【平成23年11月11日現在】	5強	
平成23年（2011年）6月30日	5.4	長野県中部	死者1 負傷者17 *7	住家半壊24棟 住家一部破損6,117棟 *7 【平成24年4月1日現在】	5強	
平成23年（2011年）7月31日	6.5	福島県沖	負傷者11	なし	5強	
平成23年（2011年）11月20日	5.3	茨城県北部	負傷者1	なし	5強	
平成24年（2012年）3月14日	6.1	千葉県東方沖	死者1 負傷者1	住家一部損壊3棟など	5強	
平成24年（2012年）8月30日	5.6	宮城県沖	負傷者4	なし	5強	
平成25年（2013年）2月2日	6.5	十勝地方南部	負傷者14	住家一部破損1棟	5強	
平成25年（2013年）4月13日	6.3	淡路島付近	負傷者35	住家全壊8棟 住家半壊101棟 住家一部破損8,305棟など	6弱	
平成25年（2013年）4月17日	6.2	三宅島近海	負傷者1	なし	5強	
平成25年（2013年）8月4日	6.0	宮城県沖	負傷者2	なし	5強	
平成25年（2013年）9月20日	5.9	福島県浜通り	負傷者2	住家一部破損2棟	5強	
平成26年（2014年）3月14日	6.2	伊予灘	負傷者21	住家一部破損 57棟	5強	
平成26年（2014年）11月22日	6.7	長野県北部	負傷者46	住家全壊77棟 住家半壊136棟 住家一部破損1,624棟など	6弱	
平成27年（2015年）5月30日	8.1	小笠原諸島西方沖	負傷者8	住家一部破損2棟など	5強	
平成27年（2015年）7月13日	5.7	大分県南部	負傷者3	住家一部破損3棟	5強	

注：特に注釈を付けているものを除き、人的被害と物的被害は総務省消防庁による。

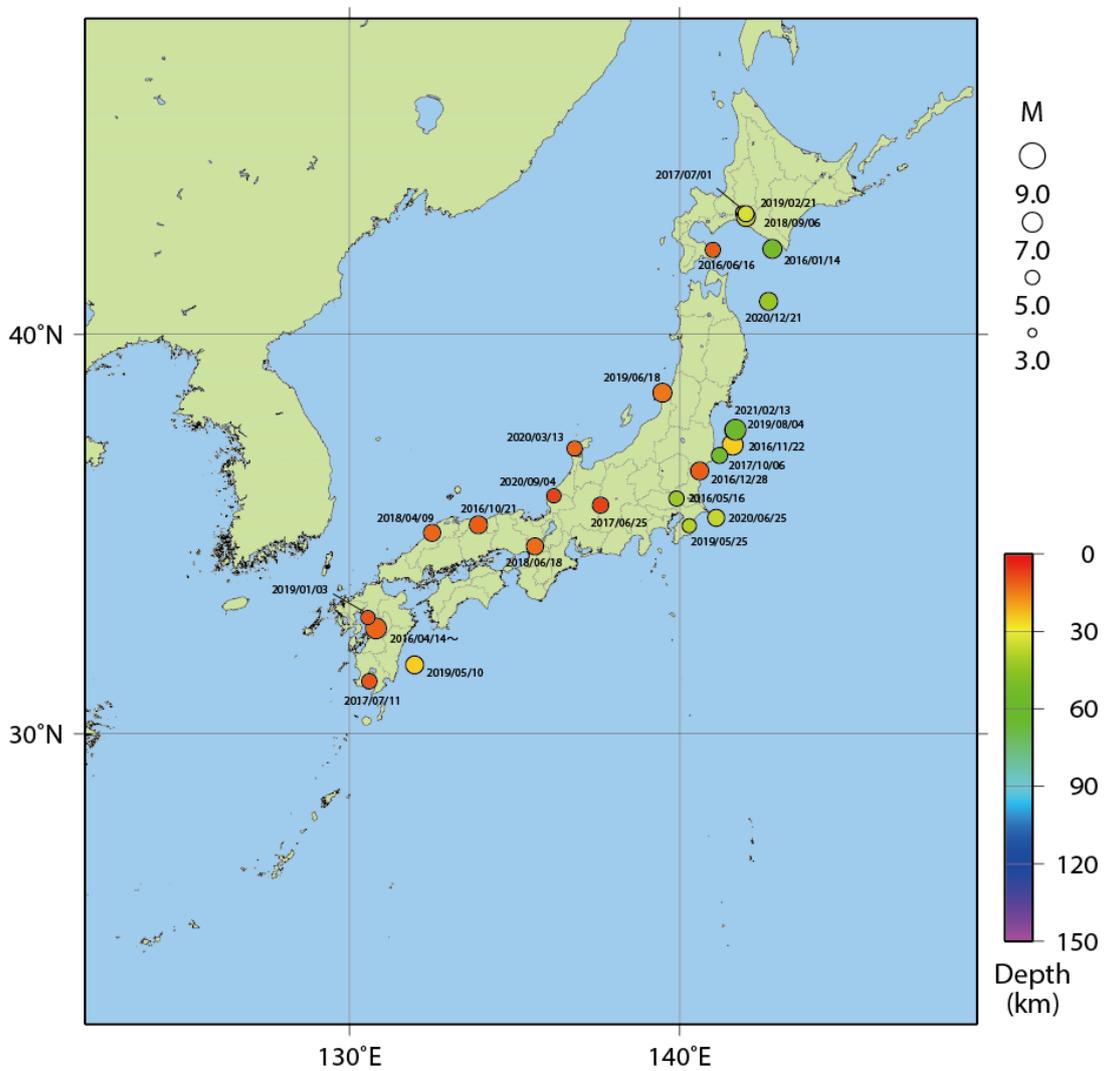
- \*1 地震の規模（マグニチュード）、ただし、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード。
- \*2 地震調査研究推進本部 地震調査委員会によると、柏崎（新潟県の検潮所）で約1mの津波を観測した。
- \*3 人的被害及び物的被害については、平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の余震による被害 および3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。
- \*4 観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある。
- \*5 新潟県（平成24年3月9日現在）および長野県（平成24年10月1日現在）による。3月12日に発生した長野県・新潟県県境付近の地震の被害状況には、その余震による被害も含む。
- \*6 物的被害は、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害に含まれている。
- \*7 長野県による。

（出典）気象庁ホームページをもとに内閣府作成

## (2) 平成28年以降

近年をみると、「熊本地震」が記憶に新しいと思われます。

また、図には示されていませんが、平成30年9月に「北海道胆振東部地震」[M6.7、最大震度7]が発生し、人的物的被害や大規模停電等が生じています。



■日本付近で発生した主な被害地震（平成28年以降）

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	津波	人的被害	物的被害
令和3年（2021年）2月13日	福島県沖	7.3	6強		死 1 負 186	住家全壊 32棟 住家半壊 259棟 住家一部破損 8846棟など 【令和3年3月12日現在】
令和2年（2020年）12月21日	青森県東方沖	6.5	5弱		負 1	なし 【令和2年12月28日現在】
令和2年（2020年）9月4日	福井県嶺北	5	5弱		負 13	なし 【令和2年9月11日現在】
令和2年（2020年）6月25日	千葉県東方沖	6.1	5弱		負 2	住家一部破損 5棟など 【令和3年2月26日現在】
令和2年（2020年）3月13日	石川県能登地方	5.5	5強		負 2	なし 【令和2年3月23日現在】
令和元年（2019年）8月4日	福島県沖	6.4	5弱		負 1	住家一部破損 1棟など 【令和2年9月30日現在】
令和元年（2019年）6月18日	山形県沖	6.7	6強	11cm	負 43	住家半壊 28棟 住家一部破損 1580棟など 【令和2年9月30日現在】
令和元年（2019年）5月25日	千葉県北東部	5.1	5弱		負 1	なし 【令和元年6月3日現在】
令和元年（2019年）5月10日	日向灘	6.3	5弱		負 3	なし 【令和2年9月30日現在】
平成31年（2019年）2月21日	胆振地方中東部	5.8	6弱		負 6	住家一部破損 19棟 【令和元年12月5日現在】
平成31年（2019年）1月3日	熊本県熊本地方	5.1	6弱		負 4	住家一部破損 60棟 【令和元年12月5日現在】
平成30年（2018年）9月6日	胆振地方中東部 平成30年北海道胆振東部地震	6.7	7		死 43 負 782	住家全壊 469棟 住家半壊 1,660棟 住家一部破損 13,849棟など 【令和元年8月20日現在】
平成30年（2018年）6月18日	大阪府北部	6.1	6弱		死 6 負 462	住家全壊 21棟 住家半壊 483棟 住家一部破損 61,266棟など 【令和元年8月20日現在】
平成30年（2018年）4月9日	島根県西部	6.1	5強		負 9	住家全壊 16棟 住家半壊 58棟 住家一部破損 556棟など 【令和元年8月20日現在】
平成29年（2017年）10月6日	福島県沖	5.9	5弱		負 1	なし 【平成29年10月13日現在】
平成29年（2017年）7月11日	鹿児島湾	5.3	5強		負 1	住家一部破損 3棟 【平成30年1月30日現在】
平成29年（2017年）7月1日	胆振地方中東部	5.1	5弱		負 1	なし 【平成29年7月10日現在】
平成29年（2017年）6月25日	長野県南部	5.6	5強		負 2	住家全壊 1棟 住家一部破損 30棟など 【平成30年1月30日現在】
平成28年（2016年）12月28日	茨城県北部	6.3	6弱		負 2	住家半壊 1棟 住家一部破損 25棟 【平成29年11月9日現在】
平成28年（2016年）11月22日	福島県沖	7.4	5弱	144cm	負 21	住家一部破損 9棟 【平成29年11月9日現在】
平成28年（2016年）10月21日	鳥取県中部	6.6	6弱		負 32	住家全壊 18棟 住家半壊 312棟 住家一部破損 15,095棟など 【平成30年3月22日現在】
平成28年（2016年）6月16日	内浦湾	5.3	6弱		負 1	住家一部破損 3棟 【平成28年6月20日現在】
平成28年（2016年）5月16日	茨城県南部	5.5	5弱		負 1	住家一部破損 2棟 【平成29年11月9日現在】
平成28年（2016年）4月14日～	熊本県熊本地方など 平成28年（2016年）熊本地震	7.3 ※1	7※2		死 273 負 2,809 ※3	住家全壊 8,667棟 住家半壊 34,719棟 住家一部破損 162,500棟など 【平成31年4月12日現在】
平成28年（2016年）1月14日	浦河沖	6.7	5弱		負 2	非住家公共建物1棟 【平成29年2月21日現在】

※1 「平成28年（2016年）熊本地震」における最大規模の地震（4月16日1時25分熊本県熊本地方の地震）を記載している。

※2 4月14日21時26分熊本県熊本地方の地震及び4月16日1時25分熊本県熊本地方の地震の最大震度を記載している。

※3 死者数には、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数のうち、市町村において災害が原因で死亡したものと認められた死者、及び6月19日から25日に発生した被害のうち熊本地震との関連が認められた死者を含む。

資料：「気象庁公式HP」

### (3) 大地震から得た知見

#### ① 阪神・淡路大震災（平成7年1月）

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者5,502人の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された（新耐震基準に適合しない）耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

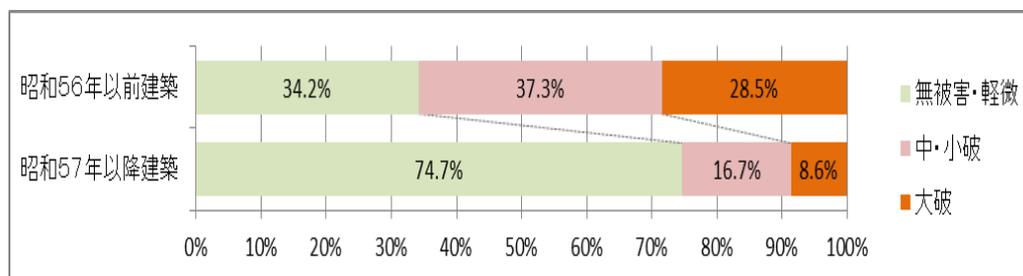
また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書によると、昭和56年6月の建築基準法改正による建築物（新耐震基準）は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

#### ■ 阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合（%）
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

資料：「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

#### ■ 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）による

## ② 東日本大震災（平成23年3月）

「東日本大震災記録集」（消防庁、平成30年9月）によると、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における被害状況は、死者・行方不明者の計が2万人を超えています。住家被害は、全壊が約12万棟、半壊が約28万棟、一部破損が約74.5万棟でした。

しかし、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした。

よって、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準導入以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

### 木造建築物の代表的な被害事例



資料：文中の数値は、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について 第158報」（平成30年9月、消防庁）

資料：写真は、「2011年東北地方太平洋沖地震 被害調査報告」（国土技術政策総合研究所及び 国土技術政策総合研究所及び（独）建築研究所による速報抜粋）

### ③ 熊本地震

平成28年4月14日及び16日、最大震度7を記録する地震が計2回発生し、建築物の倒壊等の被害が生じました。

一般社団法人日本建築学会が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（下図参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分と指摘されており、接合部の仕様等が明確化された平成12年（2000年）以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

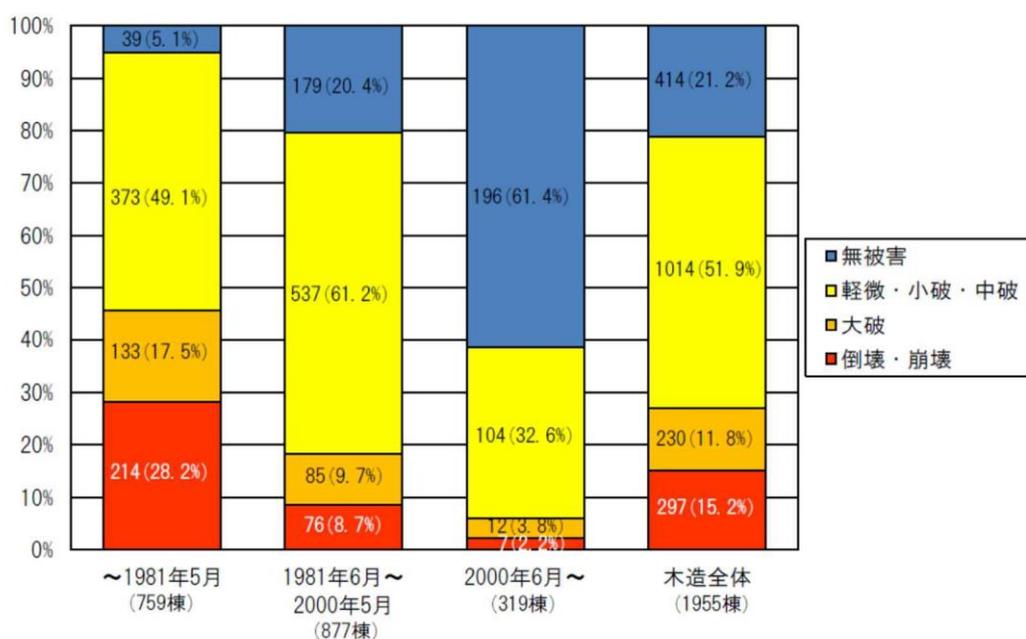


図 1 - 2 : 学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による  
 ※被害状況等の調査結果については建築学会において現在精査中であり、ここに示す数値は暫定的なものである。(平成28年9月8日時点のデータ)

④ 大阪府北部地震（平成30年6月）

平成30年6月18日、大阪府北部においてマグニチュード6.1の地震が発生、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱を観測しました。

地震による死者6名（うち2名）が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。

また、国土交通省は「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和53年6月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来すことから、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。

## ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の高さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

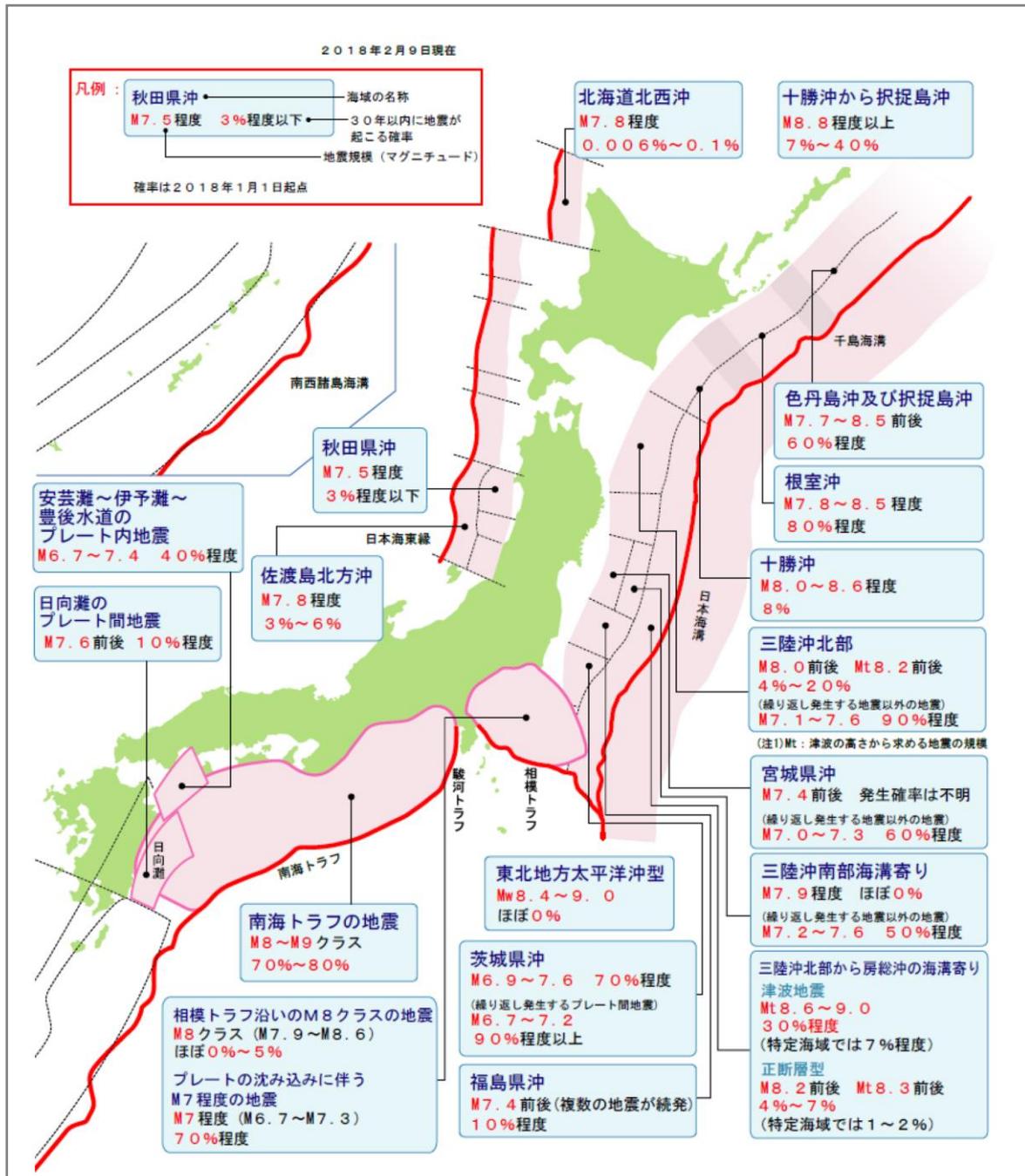
出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改

資料：「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（国土交通省）

## 2-2 我が国における地震想定

防災基本計画の資料によると、我が国において、以下のような地震が想定されています。

よって、群馬県においても大きな揺れ等の影響が予想されます。



資料：「防災基本計画 添付資料」（平成30年6月、中央防災会議）

## 2-3 群馬県における地震想定

### (1) 過去の地震被害

大正時代以降で県内で発生した地震被害で最も大きい地震は、昭和6年の「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名です。

また、平成16年10月の「新潟県中越地震」は、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

さらに、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」は、住宅の一部破損が17,246棟になりました。

#### ■過去の地震被害

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916. 2. 22 (大正 5 年)	・・・※ <sup>1</sup> (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正 12 年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和 6 年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和 39 年)	新潟地震※ <sup>2</sup> (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成 8 年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成 16 年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※ <sup>2</sup> (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011. 3. 11 (平成 23 年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※ <sup>2</sup> (三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟
2018. 6. 17 (平成 30 年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損4棟

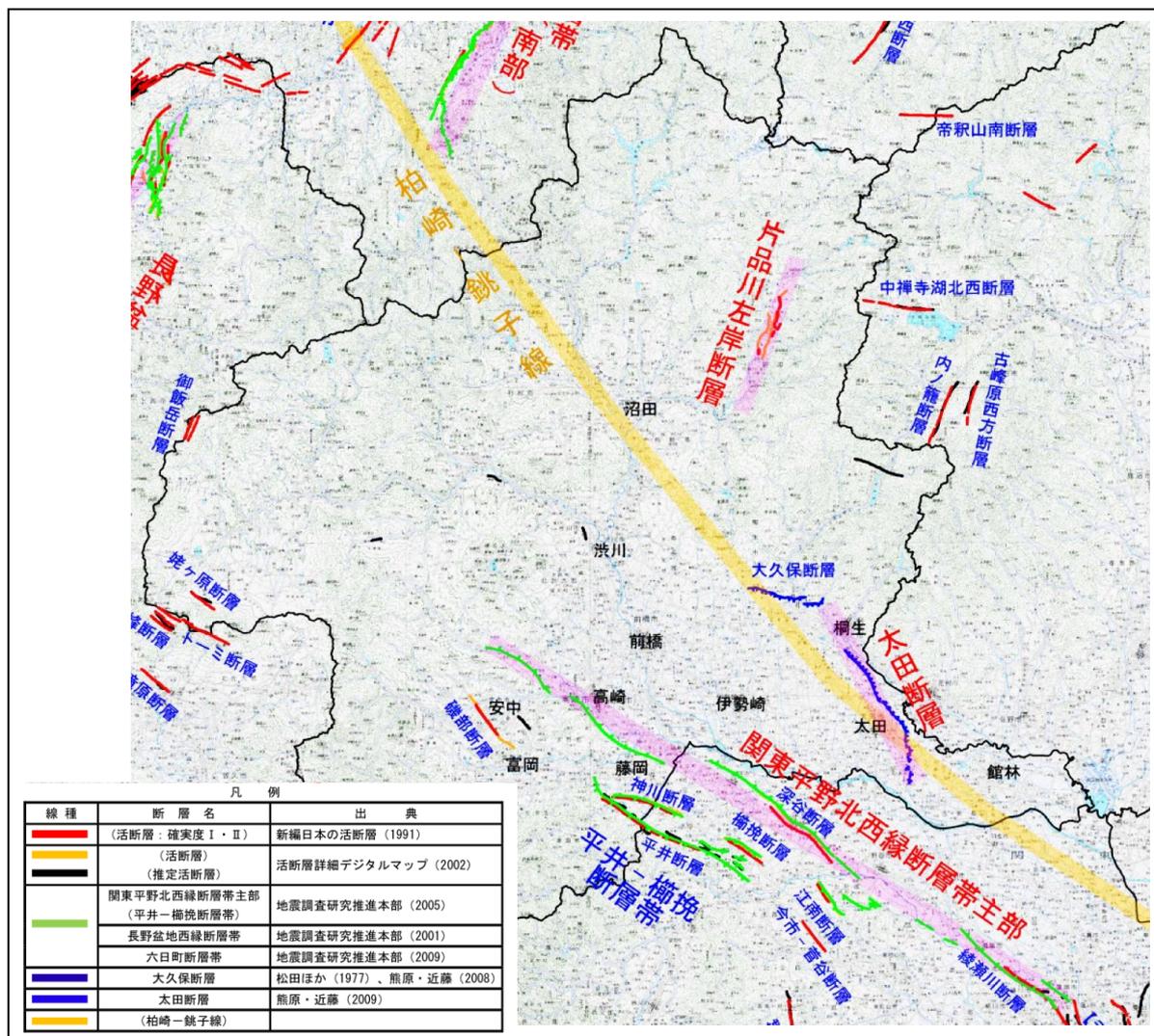
資料：『群馬県地域防災計画』(震災対策編(第1部 総則 第4節))

※1 1916年(大正5年)浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

## (2) 活断層の位置

構造線は、「柏崎―銚子構造線」が、群馬県を南北に貫いています。  
 規模の大きな活断層をみると、「関東平野北西縁断層帯主部」「太田断層」「片品川左岸断層」があります。



資料：「群馬県地震被害想定調査」(平成 24 年 6 月、群馬県)

作成：「防災基本計画 添付資料」(平成 30 年 6 月、中央防災会議)

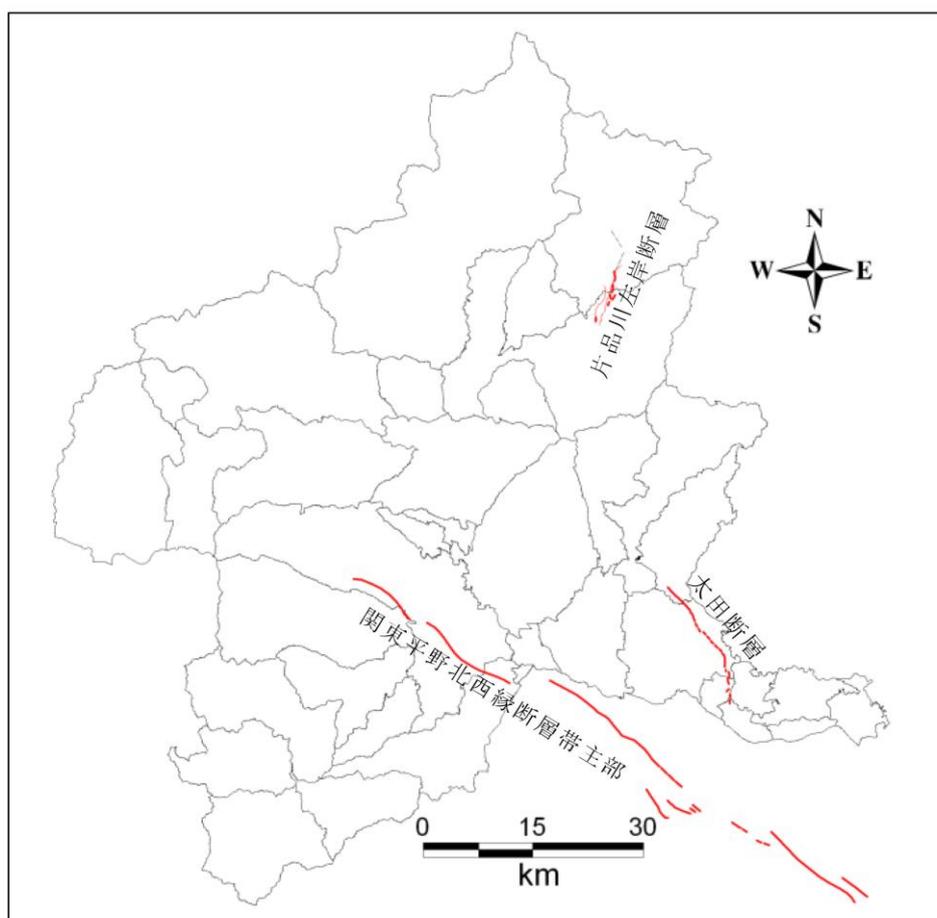
### (3) 想定される地震

#### ① 3つの想定地震の位置

群馬県では、阪神淡路大震災後に「地震被害想定調査」（平成7～9年度、群馬県）を実施しましたが、その後15年以上経過したことから、前回調査の見直しを行っています。

見直し調査の目的は、大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対し、地震被害を想定し公表することによって、減災対策や自助・共助による地域防災力を向上させることです。

この調査で実施した3つの地震は、下のようになっています。

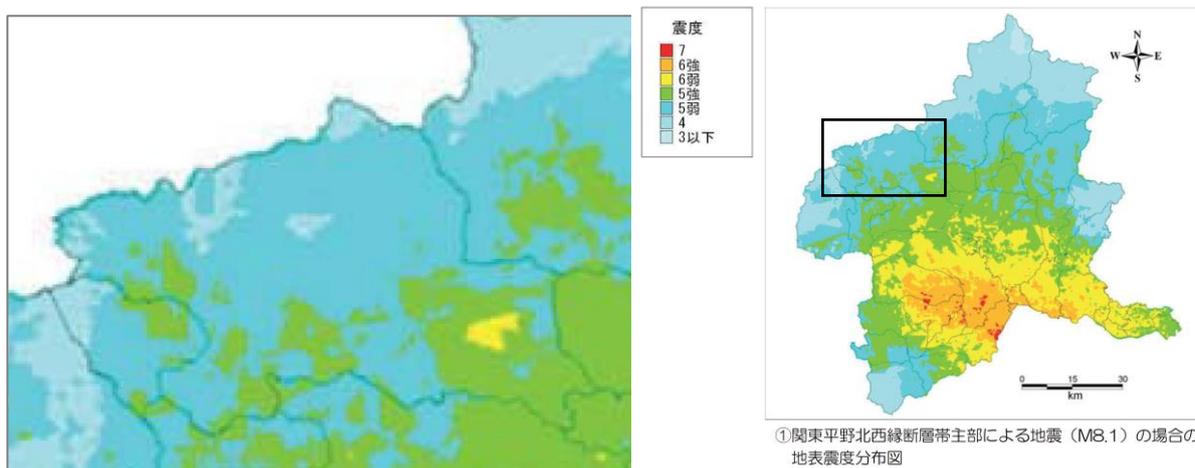


資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

② 群馬県地震被害想定における中之条町の被害予測

群馬県が行ったシミュレーションによると、中之条町で被害が大きい地震は、関東平野北西縁断層帯主部の地震で、時間帯は「冬5時」になります。

このとき、強いところで**5強～6弱**が予想されており、その際の被害は下表のようになっています。



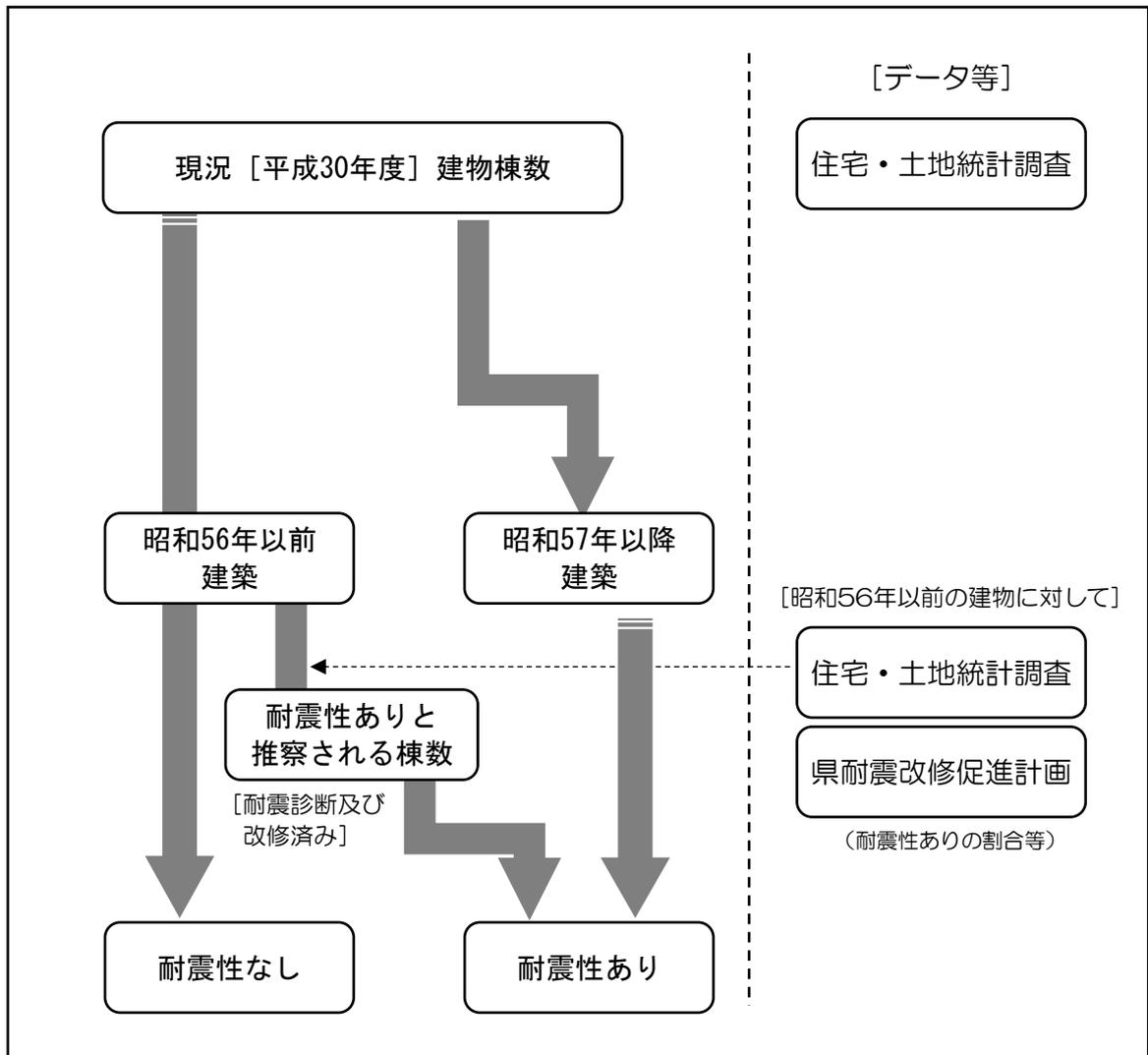
被害項目		中之条町	群馬県全域
人的被害計	死者	2.3人	3,132.9人
	負傷者	7.2人	17,742.6
うち建物被害による人的被害	死者	0.1人	2,886.9人
	負傷者	4.4人	17,313.3
うち屋外通行による人的被害	死者	0.0人	1.5人
	負傷者	0.0人	48.8人
うち土砂災害による人的被害	死者	2.2人	236.2人
	負傷者	2.8人	295.5人
うち火災による人的被害	死者	0.0人	8.3人
	負傷者	0.0人	85.0人
配水管被害	—	13件	5,127件
断水世帯数	(直後)	1,663.5世帯	482,024.0世帯
	(1日後)	912.6世帯	318,149.4世帯
公共下水道管きよ被害	被災人口	143.6人	37,142.7人
LPガス被害		1件	4,690件
電柱被害率、停電率		共に0.0%	0.9%、11.1%
避難者予測	(1日後)	1,190.2人	543,589.3人
	(1か月後)	33.3人	262,270.0人
帰宅困難者数	帰宅困難者	1,417.5人	146,099.7人
	徒歩帰宅者	9,828.5人	1,133,899.3人

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

# 第3章 耐震化の現状

## 3-1 住宅の耐震化の現状

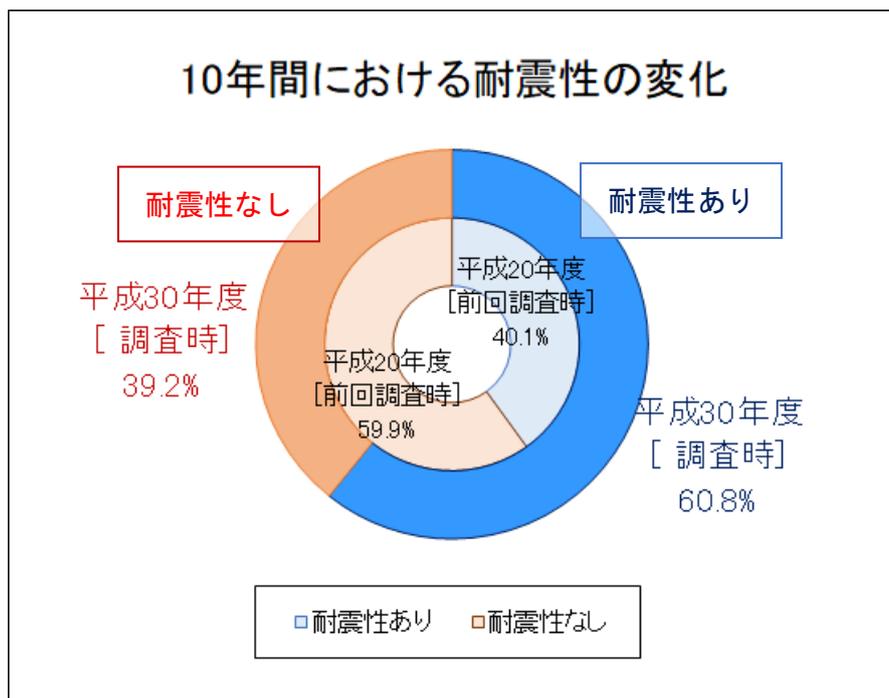
### (1) 現況の耐震化率算定フロー



## (2) 住宅における現況耐震化率

前ページのフローに基づき、10年間※における耐震性の変化をみると、「耐震性あり」の割合が増加しています。

一方、「耐震性なし」は、10年間で20.7%減少しています。

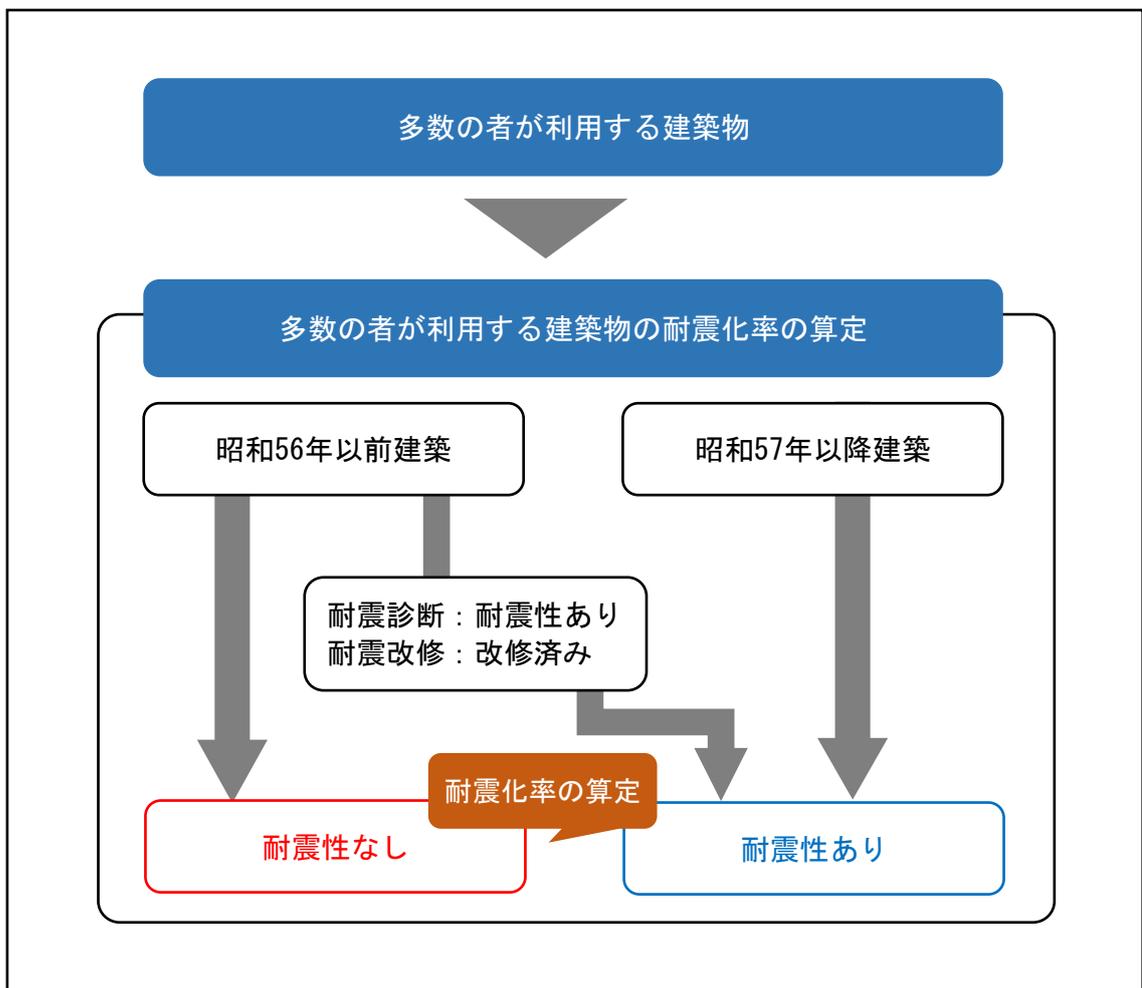


		平成30年度 [調査時]	平成20年度 [前回調査時]
耐震性あり(戸) a)	昭和57年以降	3,490	2,081
	昭和56年以前	266	593
耐震性なし(戸)	昭和56年以前	2,424	4,002
住宅総数(戸) b)		6,180	6,676
耐震化率 a)÷b)		60.8%	40.1%

※「10年間」：ここでは、前回調査で用いた平成20年の値から、「住宅・土地統計調査」(国土交通省)の調査時である平成30年の値までとします。

### 3-2 多数の者が利用する建築物<sup>※</sup>の耐震化の現状

#### (1) 現況の耐震化率算定フロー

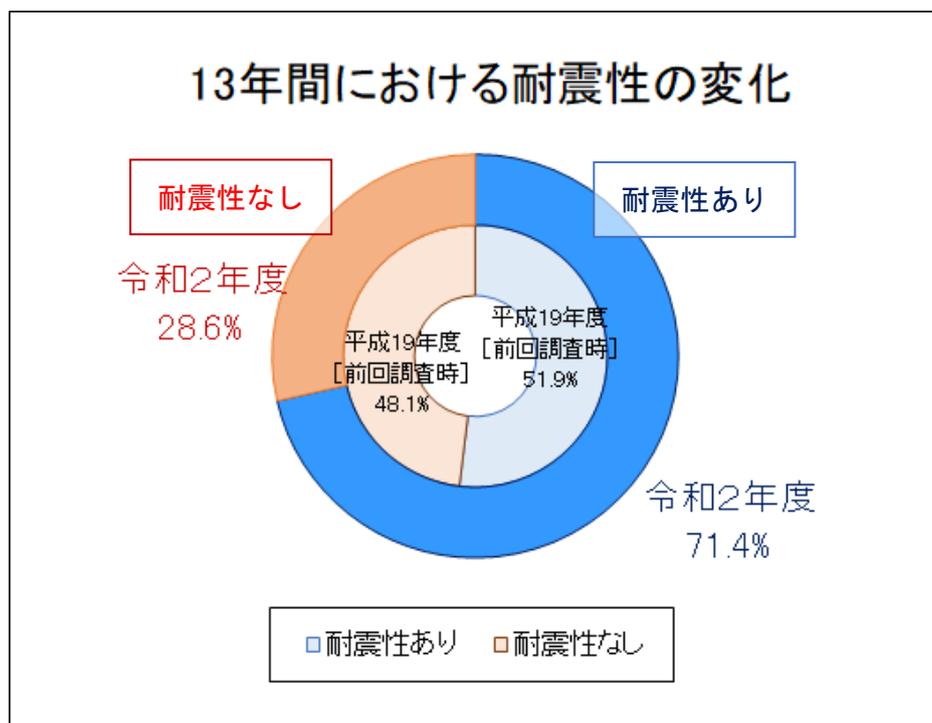


※ 「多数の者が利用する建築物」：耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物。

## (2) 多数の者が利用する建築物における現況耐震化率

前ページのフローに基づき13年間の変化をみると、「耐震性あり」が51.9%から71.4%に増加しました。

なお、平成19年度に比べて令和2年度の棟数が約10棟減少しています。



	令和2年度 [調査時]	平成19年度 [前回調査時]
耐震性あり(棟) a)	30	27
耐震性なし(棟)	12	25
総数(棟) b)	42	52
耐震化率 a)÷b)	71.4%	51.9%

※「13年間」：ここでは、前回調査で用いた平成19年の値から、町の調査時である令和2年の値までとします。

### (3) 分類別の耐震化率

#### ① 分類の定義

NO.	1	2	3	4	5
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要配慮者がいる建築物	比較的用户の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物	利用者が比較的限定される建築物
用途	病院、診療所、集会場、郵便局、体育館等	幼稚園、保育所、小学校、中学校、老人ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設等	旅館、ホテル、賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍等	水泳場その他これらに類する運動施設、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等	事務所、工場等

② 分類別耐震化状況の整理

対象となる建築物は42棟です。このうち「耐震性なし」は12棟でした。

一方、耐震性が確保されている昭和57年以降の建物21棟と、昭和56年以前の建物9棟の合計、すなわち「耐震性あり」は30棟になります。

■分類別整理表

分類		1		2		3		4		5		合計		
		被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物		災害時に要配慮者がいる建築物		比較的利用者の滞在時間が長い建築物		その他の不特定多数が集まる建築物等		利用者が比較的限定される建築物				
建築物の合計	a)=b)+c)	12	(100%)	8	(100%)	14	(100%)	8	-	0	-	42	(100%)	
	民間	5	-	2	-	13	-	1	-	0	-	21	-	
	町有	7	-	6	-	1	-	7	-	0	-	21	-	
昭和57年以降	b)	3	(25%)	8	(100%)	4	(29%)	6	-	0	-	21	(50%)	
	民間	1	-	2	-	4	-	1	-	0	-	8	-	
	町有	2	-	6	-	0	-	5	-	0	-	13	-	
昭和56年以前	c)=d)+e)	9	(75%)	0	(0%)	10	(71%)	2	-	0	-	21	(50%)	
	民間	4	-	0	-	9	-	0	-	0	-	13	-	
	町有	5	-	0	-	1	-	2	-	0	-	8	-	
耐震性あり	d)=f)+g)	7		0		1		1		0		9		
	民間	2		0		1		0		0		3		
	町有	5		0		0		1		0		6		
	耐震性あり f)	4		0		0		1		0		5		
		民間	2		0		0		0		0		2	
	町有	2		0		0		1		0		3		
	耐震改修済み g)	3		0		1		0		0		4		
		民間	0		0		1		0		0		1	
	町有	3		0		0		0		0		3		
	耐震性なし e)=h)+i)	2		0		9		1		0		12		
		民間	2		0		8		0		0		10	
		町有	0		0		1		1		0		2	
	耐震改修未実施 h)	0		0		0		0		0		0		
		民間	0		0		0		0		0		0	
	町有	0		0		0		0		0		0		
耐震診断未実施 i)	2		0		9		1		0		12			
	民間	2		0		8		0		0		10		
	町有	0		0		1		1		0		2		
耐震化率	[b)+d)]÷a)	83.3%	-	100.0%	-	35.7%	-	87.5%	-	-	-	71.4%	-	
	民間	60.0%	-	100.0%	-	38.5%	-	100.0%	-	-	-	52.4%	-	
	町有	100.0%	-	100.0%	-	0.0%	-	85.7%	-	-	-	90.5%	-	

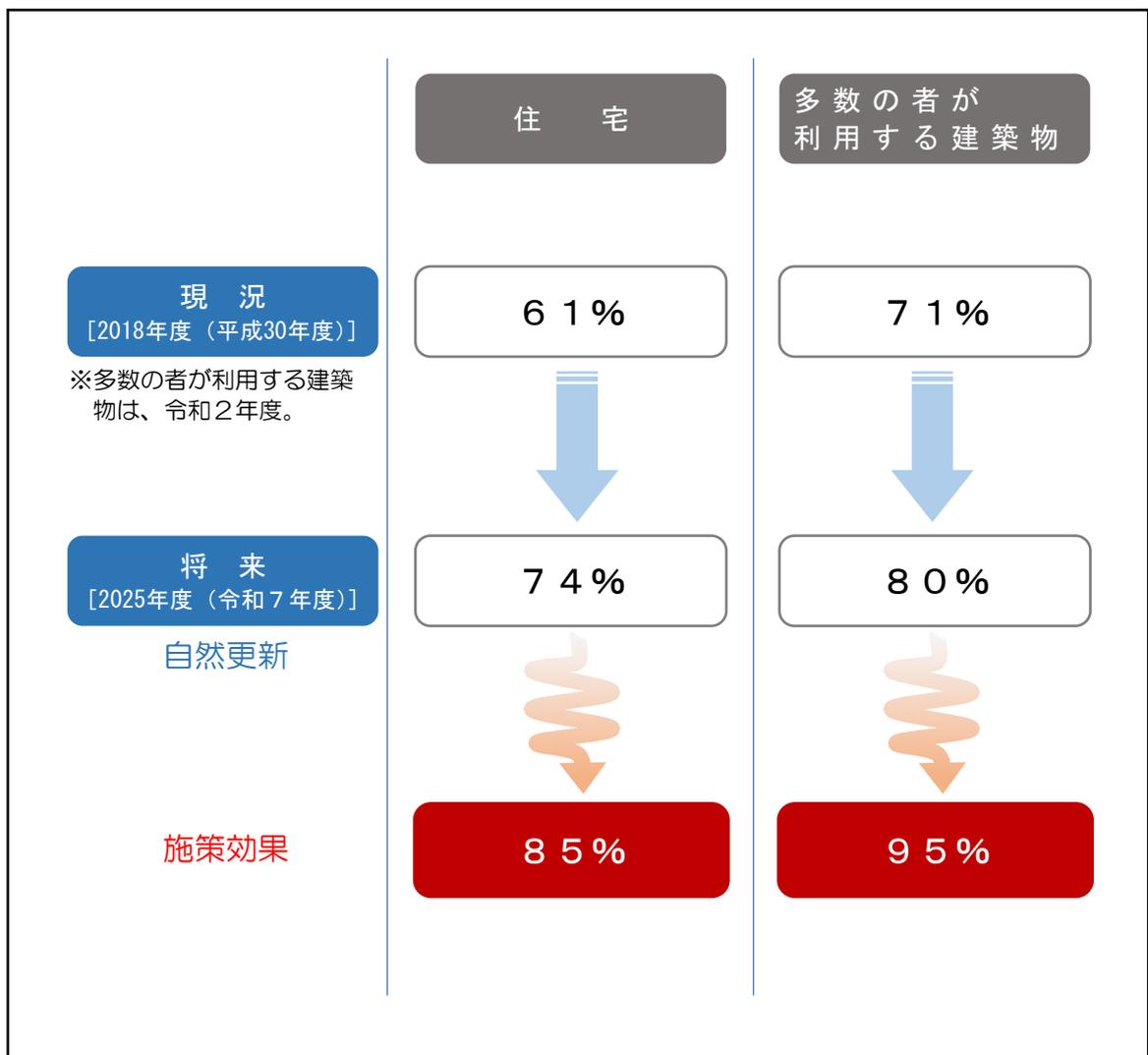
# 第4章 耐震化の目標

## 4-1 目標設定の考え方

群馬県は、国の目標値及び減災効果等を踏まえて、2025年度〔令和7年〕末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%を目標としています。

中之条町における住宅の耐震化率をみると、現況の値が低いため、施策効果を含んだ目標値を前回同様に85%に設定します。

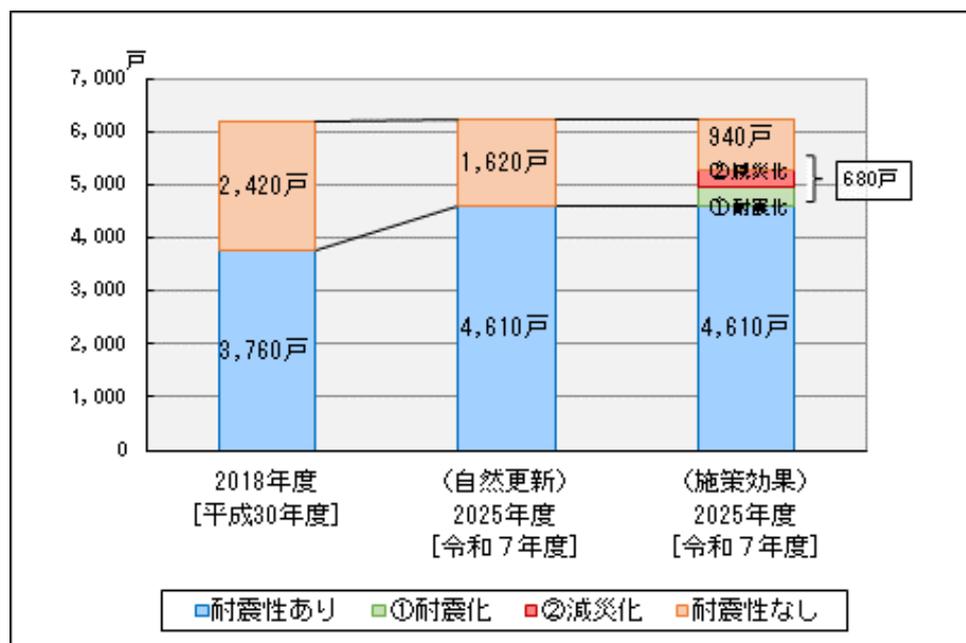
また、多数の者が利用する建築物は、県の目標と同じ値とし、95%に設定します。



## 4-2 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率は、現状で61%、このまま推移すると、2025年度〔令和7年度〕に約74%になると推計されます。

中之条町の耐震化の目標を85%に設定すると、5年間で約680戸の耐震化又は減災化<sup>\*</sup>による施策効果が必要になります。



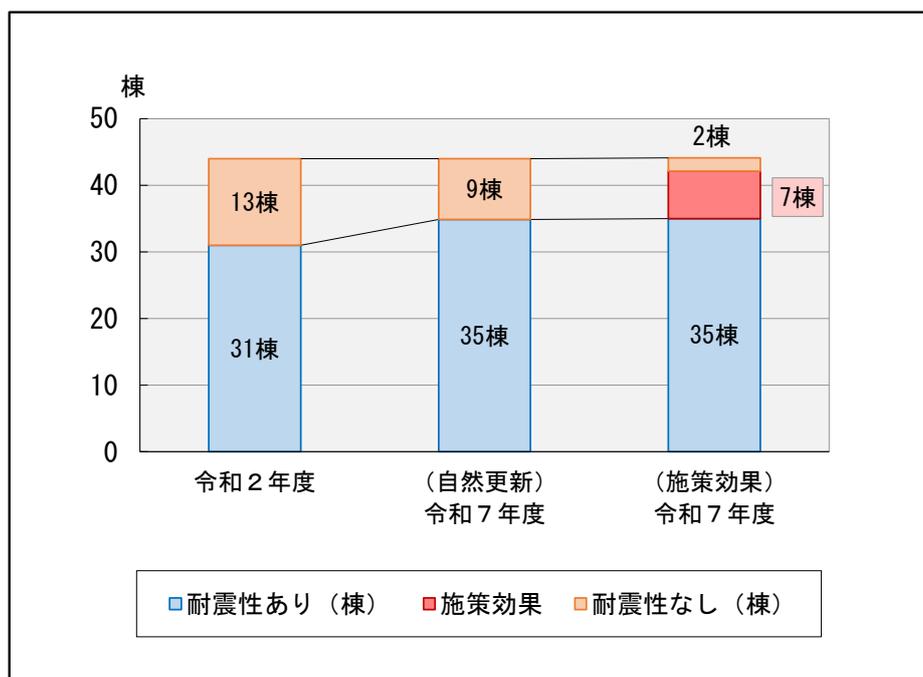
		2018年度 [平成30年度]	2025年度 [令和7年度]	2025年度 [令和7年度]
		現況耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率
耐震性あり	a)	3,756(戸)	4,613(戸)	4,613(戸)
施策効果	b)	—	—	684(戸)
耐震性なし		2,424(戸)	1,619(戸)	935(戸)
全棟数	c)	6,180(戸)	6,232(戸)	6,232(戸)
耐震化率	$\frac{[a]+[b]}{[c]}$	約61(%)	約74(%)	85(%)

※「減災化」：簡易改修、部分改修及び耐震シェルター等設置等。

### 4-3 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、現状で71%、このまま推移すると、令和7年度〔2025年度〕に約80%になると予想されます。

中之条町の目標耐震化率を95%に設定すると、あと7棟の耐震化による施策効果が必要になります。



	2020年度 〔令和2年度〕	2025年度 〔令和7年度〕	2025年度 〔令和7年度〕
	現況耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率
耐震性あり a)	31(棟)	35(棟)	35(棟)
施策効果 b)	—	—	7(棟)
耐震性なし	13(棟)	9(棟)	2(棟)
全棟数 c)	44(棟)	44(棟)	44(棟)
耐震化率 $\frac{[a]+[b]}{[c]}$	約71(%)	約80(%)	95(%)

# 第5章 耐震化促進施策

## 5-1 住宅の耐震化の促進

### (1) アクションプログラムの推進

住宅の耐震化を加速させるためには、戸別訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけや、耐震診断後に耐震改修の概算費用や改修補助制度を案内したり、相談を受けたりするなど、所有者に合わせたきめ細かな取り組みを行うことが重要です。

そこで、中之条町では、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを位置付けた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」を別途策定し、耐震化の促進に取り組みます。

### (2) 確実な普及・啓発

町独自又は群馬県と連携して、以下の普及啓発を行います。

#### ① 広く一般に対する普及啓発

広報、回覧板、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、動画配信、マスコミの活用など様々な手段を通じ、所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めます。

特に、旧耐震基準の住宅の所有者の多くは高齢者であることから、高齢者に情報が届きやすい広報、回覧板や新聞等を中心に情報発信するとともに、所有者の親族等を介した普及啓発の方法について検討します。

また、群馬県と連携し、住生活月間や建築物防災週間等において、町民や建築士・施工者を対象として、セミナー・講習会等を開催し、耐震改修等の普及啓発を行うとともに、関係団体と連携した行事・イベントを開催し、周知に取り組みます。

#### ② 所有者に対する直接的な普及啓発

戸別訪問やダイレクトメールなど、旧耐震基準の住宅の所有者に対する直接的な普及啓発を検討します。

群馬県と連携し、『重点的取り組み地域』を抽出し、地震対策の重要性を周知するための『出前なんでも講座』等を開催するなど、ターゲットに合わせた住宅の耐震化の普及啓発を進めます。

また、建築士・施工者の経済活動を通じた所有者への働きかけを促進します。

### ③ 相談窓口の設置

群馬県及び関係団体等と連携して”相談窓口”を設置し、住宅所有者に対し耐震診断・耐震改修に関する情報提供や、各種相談に応じるなど、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

### ④ 税の特例措置及び融資制度の情報提供

住宅所有者の耐震改修の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、耐震改修に係る税の特例措置や融資制度について、様々な機会を捉え、住宅所有者や施工者に情報提供を行います。

### ⑤ 地震防災マップ等を活用した意識啓発

地震防災マップ等の情報発信を行い、住宅所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるように取り組みます。

### ⑥ 地域住民等に対する普及啓発等

県の木造住宅耐震改修補助を利用して耐震改修を行う工事現場に、耐震改修に係るのぼり旗の設置を行い、地域住民や通行者等に対して耐震改修の普及啓発を行います。のぼり旗は、施工者の耐震改修のPRにもなり、地域住民等と施工者が出会う機会の増加が期待されます。

## (3) 耐震改修の支援

### ① 木造住宅耐震診断者の派遣及び診断後の住宅所有者への働きかけの実施

木造住宅耐震診断者派遣事業を積極的にPRし、住宅所有者に活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

また、耐震診断から補強設計や耐震改修につながるように、耐震診断後の住宅所有者への働きかけを行います。

具体的には、耐震診断後、町職員又は診断者等が住宅所有者宅に訪問するなどして、診断結果の報告に合わせて、耐震改修の概算費用・補助制度や改修事業者リスト等を案内し相談を受け、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して耐震改修を促す取り組みを促進します。

### ② 耐震改修補助の実施

住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減し耐震改修の実施を後押しするため、木造住宅の耐震改修の補助を行います。

施工者の耐震改修にかかる経済活動が住宅耐震化に寄与するため、施工者が積極的に耐震改修に取り組みたくなる補助制度を検討します。

### ③ 耐震補強設計補助等の実施

木造住宅の耐震化に関する補強設計や工事監理に要する費用について、耐震改修補助と切り離れた補強設計補助の導入を検討します。

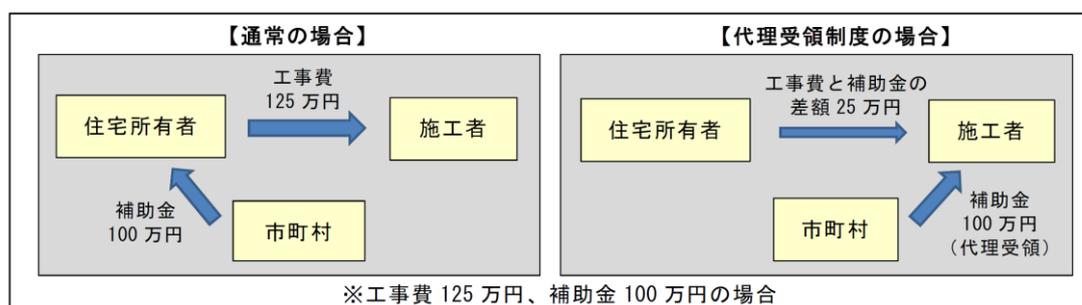
別々の補助制度にすると、耐震改修実施前の住宅所有者も、設計に着手しやすくなることや、建築士の積極的な取り組みを促すことにつながります。

また、補強設計図があれば、リフォームに合わせた部分的な耐震改修についても、段階的に進めることが可能となります。

### ④ 補助金の代理受領制度の普及

住宅所有者の耐震化に要する費用の準備金の軽減を図るため、住宅所有者に代わり建築士・施工者が補助金を受領する代理受領制度の導入を検討します。

この制度の導入により、住宅所有者は補助金を除いた金額の用意のみで耐震化に取り組めるので、建築士・施工者が住宅所有者に営業しやすくなるなど、耐震化の積極的な取り組みを誘引することが期待されます。



## (4) 耐震改修のプレイヤー（建築士・施工者）の育成と情報公開

### ① 耐震診断技術者の育成と情報公開

群馬県では、木造住宅の耐震診断技術者の育成を図るため、建築士向けの「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を実施しています。町は、この講習会の周知に取り組みます。

なお、この講習会の履修者で受講修了者名簿の掲載に同意された方については、群馬県の公式ホームページ等で公開されています。

### ② 耐震改修事業者の育成と情報公開

群馬県では、木造住宅の耐震改修に積極的に取り組む施工者を育成するため、群馬県と連携して講習会を開催し、施工者の地震に関する知識や技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）の向上を図ります。

### ③ 低コスト耐震改修の普及

群馬県では、住宅所有者の耐震改修の費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や天井・床を解体せず耐震補強が可能な安価な工法など、低コストで耐震改修が行える方法を普及させる建築士・施工者向けの講習会を開催します。町は、この講習会の周知に取り組みます。

また、住宅所有者が低コスト耐震改修に関する情報を入手できるように、パンフレットやインターネット等による情報発信を行います。

## (5) 住宅の減災化

住宅の耐震改修は、多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施まで進まない状況もあります。

よって、これまで述べた住宅の耐震化のほかに、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要です。

そのため中之条町では、次の施策を推進します。

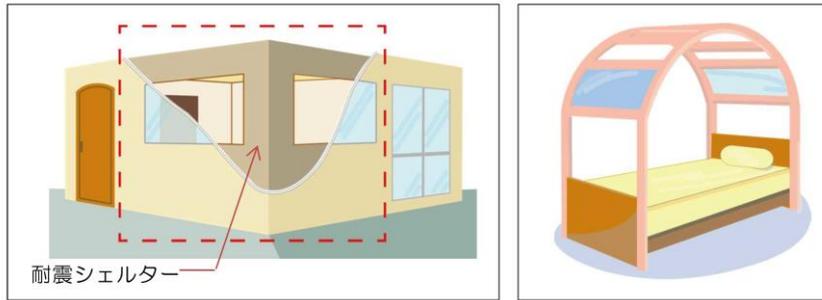
### ① 住む人に合った耐震改修

一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは、費用面を考えると困難な場合があります。このため、費用負担の平準化、家族状況や生活環境等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行うことや、耐震改修工事を段階的に進める等、住む人に合った耐震改修を促進します。

### ② 耐震シェルター等の設置の促進

経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が困難な場合、滞在時間の長い居室を優先的に補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

そこで、住宅全体の耐震改修より比較的安価で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。



## (6) リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することは効果的です。

そこで、リフォーム事業者等に対し、講習会等の機会において、リフォームに併せた耐震改修のメリットを伝え、住宅所有者からのリフォームの相談の際に耐震改修の提案を行うことを促します。

また、リフォーム関係団体等と連携を図り、リフォーム関係団体等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォームに併せた耐震改修のメリットに関する情報提供を行い、住宅所有者の意識啓発を図ります。

各種リフォーム補助事業の機会において、住宅所有者に耐震診断者派遣事業の利用を促すことや、リフォームに併せた耐震改修の補助制度を検討します。

## (7) 建替えの促進

耐震性が不十分な住宅には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。

また、耐震化された住宅のうち大半は新築又は建替えによるものが占めていることから、耐震性が不十分な住宅の建替えを促進します。

## (8) 空き家の耐震化

### ① 空き家の増加

地方創生への取り組みを推進するひとつの方策としての空き家のリノベーションによる定住促進など、既存ストックの活用が考えられます。

平成30年住宅・土地統計調査の結果（平成30年10月1日現在）に基づく群馬県の空き家数は、158,300戸と5年前に比べて8,200戸増加しています（空き家率は16.7%と5年前とほぼ横ばい）。

中之条町における空き家は、1,630戸存在するので、空き家等対策計画に基づいた対策を検討します。

② 空き家の活用時の耐震改修の促進

地方創生への取り組みを推進するひとつの方策として、空き家の活用による定住促進などがあります。その空き家の活用に併せ、耐震改修補助を活用した耐震改修を促進します。

③ 高齢者の所有する空き家の活用と耐震改修の促進

持ち家が比較的広い高齢者世帯がある一方、ゆとりある住宅を求めている子育て世帯があり、各世帯に適した住みかえが進むように促します。

群馬県と連携して、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえを支援する取り組み（群馬県空き家活用・住みかえ支援事業）を進めています。

マイホーム借上げ制度では、昭和56年5月末以前の耐震基準が適用されている住宅に対して、原則として耐震診断の実施が必要であり、耐震診断の結果、耐震性が不十分な住宅は、耐震改修の実施を要件としていることから、マイホーム借り上げ制度による空き家の有効活用と耐震改修を促進します。

④ 老朽化した空き家の除却

耐震性が不十分な老朽化した空き家については、除却により地域の安全性等の確保に努めます。

(9) 新耐震基準木造住宅の耐震性能の確認の促進

柱とはり等との接合部の接合方法の仕様等が明確化された平成12年（2000年）以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）（（一財）日本建築防災協会）」を周知し、特にリフォーム等の機会を捉え、新耐震基準の住宅の耐震性能の確認を促進します。

## 5-2 民間建築物の耐震化の促進

(多数の者が利用する建築物)

### (1) 確実な普及・啓発

町独自又は群馬県と連携して、以下の普及啓発を行います。

#### ① 広く一般に対する普及啓発

広報、回覧板、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、動画配信、マスコミの活用など様々な手段を通じ、建築物所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めます。

#### ② 所有者に対する直接的な普及啓発

戸別訪問やダイレクトメールなど、旧耐震基準の建築物所有者に対する直接的な普及啓発を検討します。

また、群馬県や事業者と連携し、建築物所有者等を対象として耐震改修セミナー・相談会等を開催し、所有者と建築士・施工者をつなげる場を提供します。

さらに、施設を利用しながらできる耐震改修の事例、費用の目安、減税・融資制度等の所有者の負担軽減や意欲向上につながる情報提供を行います。

特に耐震化が進んでいない用途の建築物については、所管する関係行政部局と連携し、耐震化の普及啓発、指導等を行います。

#### ③ 相談窓口の設置

群馬県及び関係団体等と連携して”相談窓口”を設置し、建築物所有者に対し耐震診断・耐震改修に関する情報提供や、各種相談に応じるなど、建築物所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 (改正法第 17 条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第 22 条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第 25 条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されました。

## (2) 耐震化の支援

耐震改修等に係る融資制度の拡充や、耐震改修工事中の営業支援などについて、関係行政部局と連携して検討します。

## (3) 耐震診断者・耐震補強設計者の育成支援

群馬県では、一般社団法人群馬県建築士事務所協会、一般社団法人群馬建築士会及び県内所管行政庁と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修設計、耐震改修工事における現地調査や工事監理手法等に係る講習会の実施に努め、建築士によるプレイヤーとしての積極的な耐震化への取り組みを促進しています。中之条町は、これらの取り組みを周知します。

## (4) 天井等の非構造部材の脱落対策

大規模空間等を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しているため、平成26年に天井の脱落対策に関する新たな基準が施行されました。

よって、安全性確保の観点から規制を受ける建築物の特定天井<sup>\*1</sup>について、計画的に脱落対策を進めていきます。さらに建築物のその他非構造部材の点検を確実にいき、必要に応じ脱落対策を行います。

※1 特定天井：人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、以下の三つの条件に該当するもの

「天井の高さが6m超」、「平投影面積200㎡超」、「単位面積質量が2kg/㎡超」

## (5) エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

過去のエレベーター・エスカレーターの地震被害等を踏まえて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、平成21年及び平成25年に建築基準法施行令及び告示が改正されています。

よって、安全性確保の観点から、建築物のエレベーターやエスカレーターについて、強化された基準に適合させるよう計画的に防災対策改修を進めていきます。

## 5-3 町有建築物の耐震化の推進

### (1) 町有建築物の耐震化の情報開示

中之条町は、防災拠点となる主な町有建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。

### (2) 町有建築物の耐震化の推進

#### ① 建築物の耐震化

町有建築物の多くは、地域防災計画において、災害の中核機能を保有している施設や、指定避難所及び指定緊急避難場所等になっています。

中之条町の多数の者が利用する施設において、耐震性無しは2棟です。これらの建築物は、中之条町における「公共施設等総合管理計画」及び「長寿命化計画」等を踏まえつつ、下のような考え方を参考に優先度を検討しながら、計画的な耐震化を推進します。

#### ■耐震化を積極的に推進する公共建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
I 特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度までに全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進める。</li> <li>対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。</li> <li>耐震診断を行っていない場合は、早急に耐震診断を行う（近く建替・除却・使用停止の予定がある場合は除く）。</li> </ul>	高い 
II 既存耐震不適格建築物 (小規模建築物※を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。 (評価項目の例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、規模、建築年等)</li> </ul>	

※小規模建築物は以下のいずれかに該当する建築物

- ・構造が木造で、階数が2以下かつ延床面積 500 m<sup>2</sup>以下
- ・構造が木造以外で、階数が1かつ延床面積 200 m<sup>2</sup>以下

## ② 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、平成26年に天井の脱落対策に関する新たな基準が施行されました。

よって、安全性確保の観点から規制を受ける町有建築物の特定天井について、計画的に脱落対策を進めていきます。さらに町有建築物のその他非構造部材の点検を確実にを行い、必要に応じ脱落対策を行います。

## ③ エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

過去のエレベーター・エスカレーターの地震被害等を踏まえて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、平成21年及び平成25年に建築基準法施行令及び告示が改正されています。

よって、安全性確保の観点から、町有建築物のエレベーターやエスカレーターについて、強化された基準に適合させるよう計画的に防災対策改修を進めていきます。

## ④ ブロック塀等の安全確保対策

ブロック塀等が倒壊すると、通行者が下敷きになる場合があることから、早急に安全性を確保する必要があるため、通学路等の避難路<sup>※</sup>の沿道をはじめとした道路沿いの町有施設のブロック塀等の安全確保対策を推進します。

町有のブロック塀は、78m存在するため、対策を検討します。

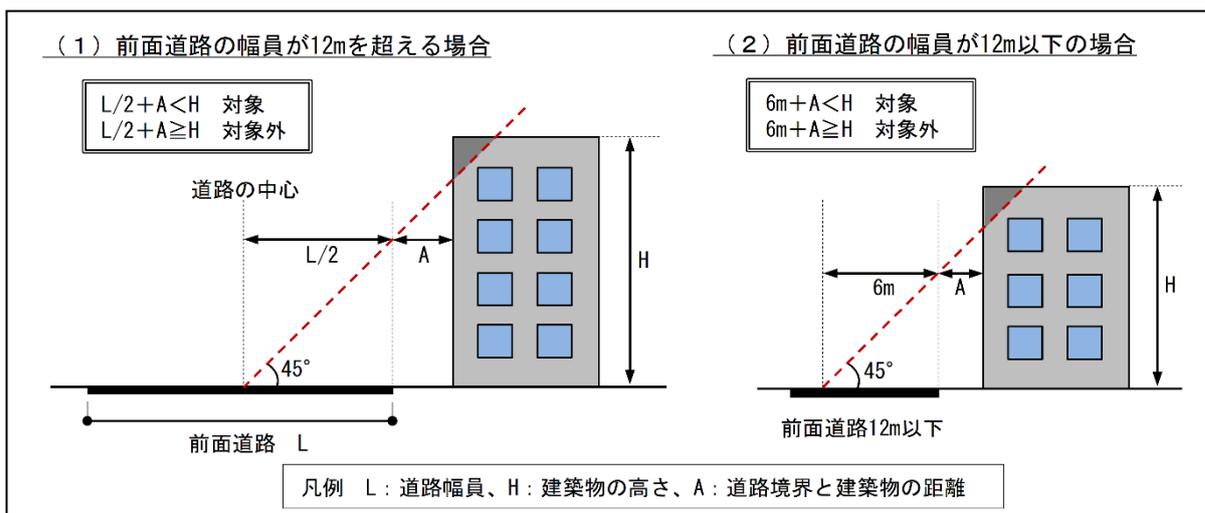
※ 避難路：別途定める町有ブロック塀等安全確保事業に係る避難路

## 5-4 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

### (1) 避難路の指定及び沿道建築物

#### ① 通行障害建築物

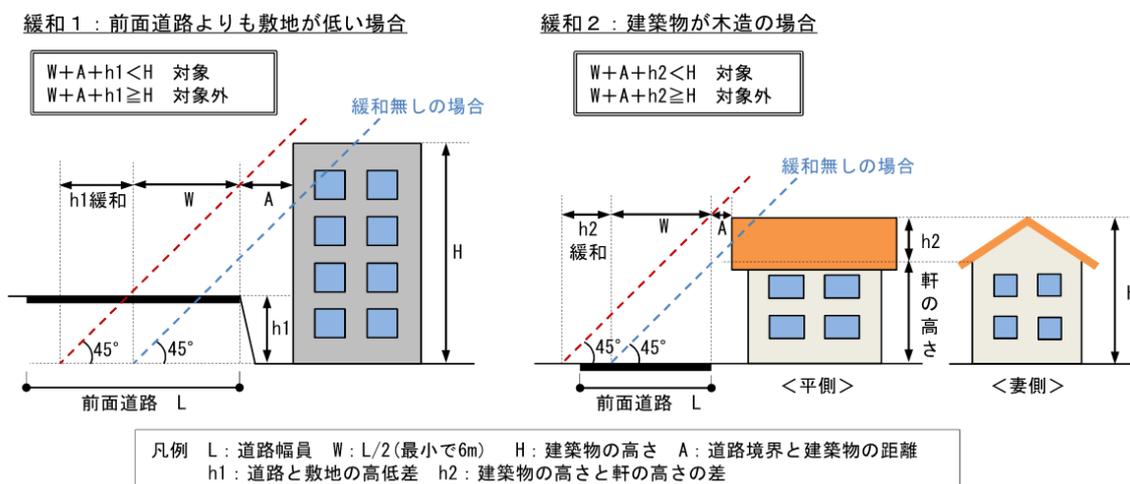
建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）を指定することができると規定されています。



## ② 通行障害建築物の要件の緩和

避難路の指定に際し、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされています。

群馬県の計画では、避難路の指定では、以下のとおり要件の緩和の規定を設けています。



### ■ 通行障害建築物の要件の緩和について

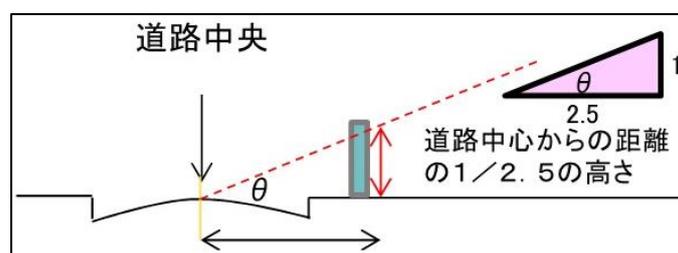
## ③ 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

平成30年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。

対象は、前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等で建物に附属するものです。（下図）

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

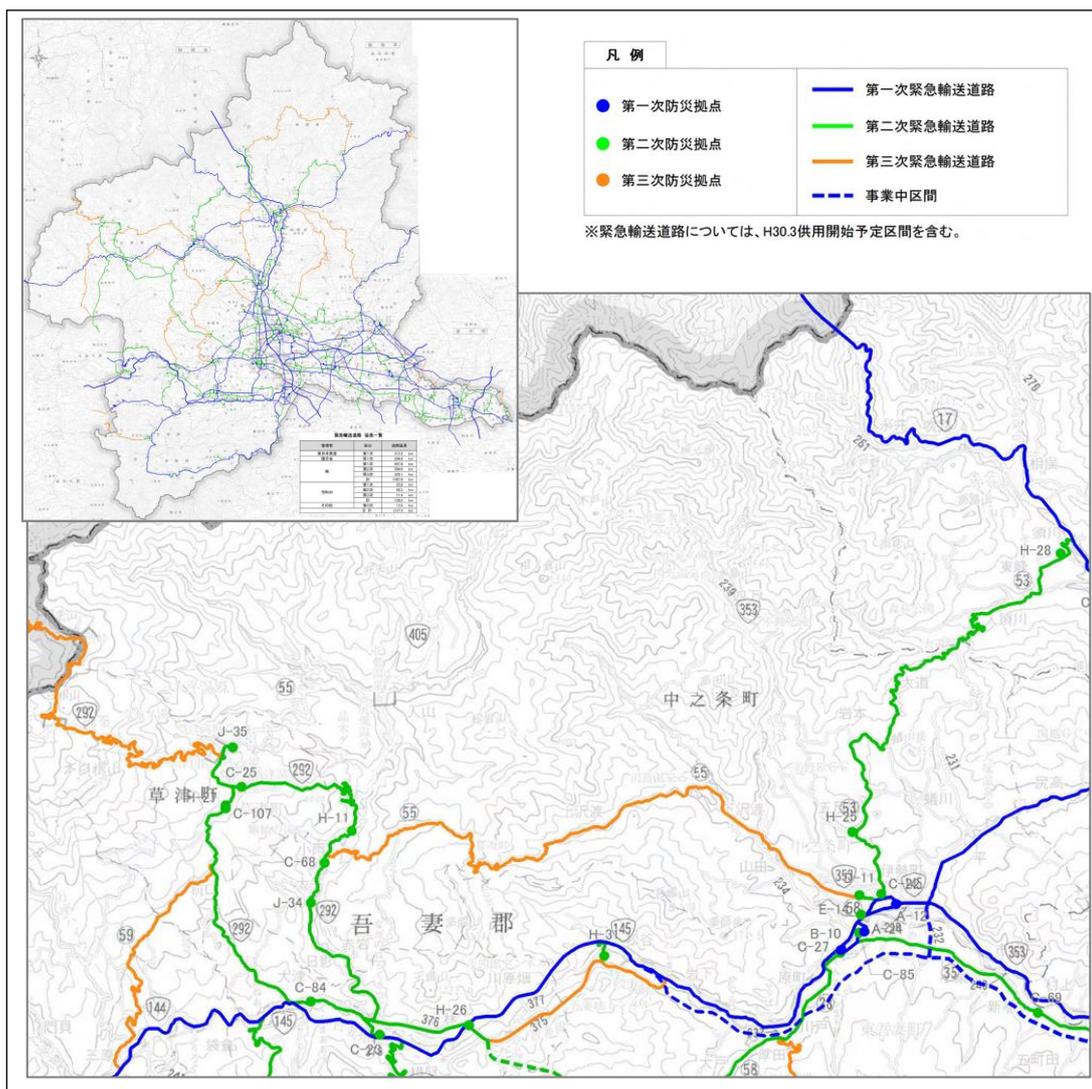
群馬県の計画では、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることになっています。



#### ④ 群馬県緊急輸送道路網

群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路が指定されています。

この道路は、地震発生時に通行を確保すべき道路であり、震災時の建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。



<p><b>第1次緊急輸送道路</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路</li> <li>県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道</li> <li>これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路</li> </ul>
<p><b>第2次緊急輸送道路</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路</li> <li>第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路</li> </ul>
<p><b>第3次緊急輸送道路</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路</li> </ul>

資料：「群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成30年3月、群馬県）

⑤ 耐震診断義務付け道路

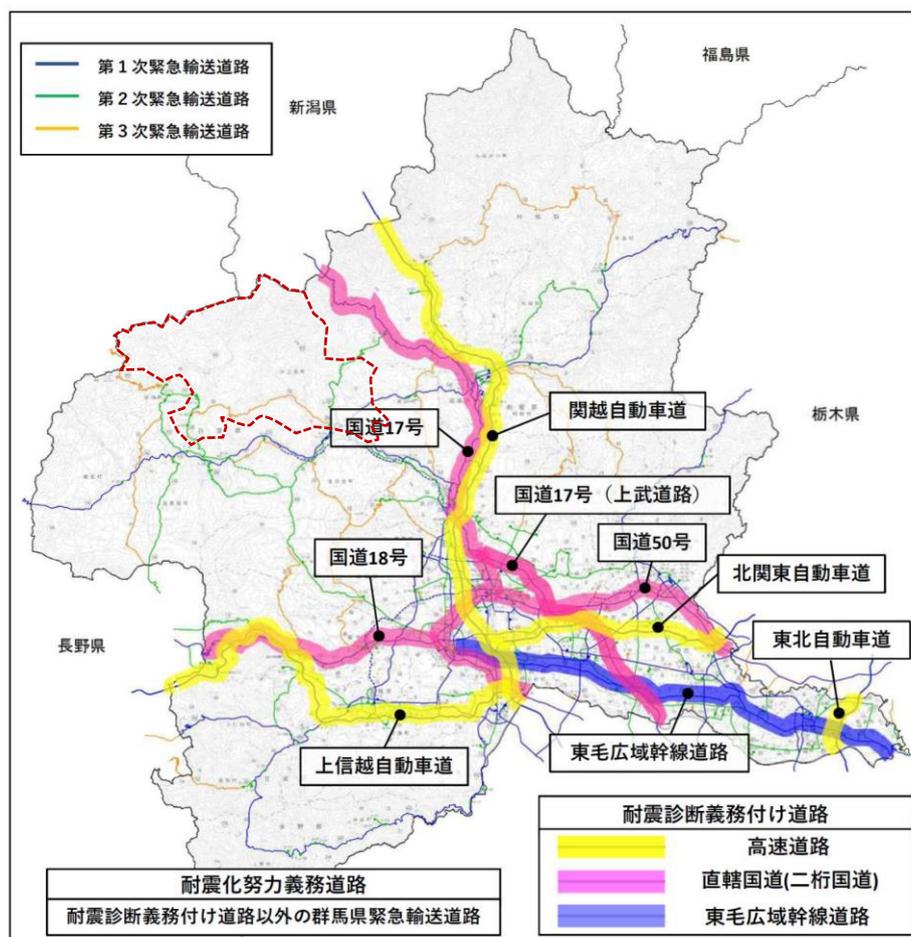
県計画では、第1次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震診断の義務付けを行っています。（下図）

なお、町内には該当する避難路は存在しません。

⑥ 耐震化努力義務道路

県計画では、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようになっています。

対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と町が連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。



群馬県緊急輸送道路ネットワーク図（平成30年3月）  
及び耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路（令和2年4月1日指定）

## 5-5 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

町は、所管行政庁<sup>※</sup>である群馬県と連携して耐震改修促進法に基づく指導等を次の（１）から（２）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（１）から（２）までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

<sup>※</sup>所管行政庁：建築主事（建築基準法の建築確認等を行う行政職員）を置く市町村は市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

### （１） 指示対象建築物<sup>※</sup>

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）について、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

指導に従わない者に対しては、同条第2項の規定に基づき、必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行います。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

### （２） 指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物<sup>※</sup>（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

<sup>※</sup>指示対象建築物及び耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、7ページの表のとおりです。

## 5-6 その他の安全確保対策

### (1) ブロック塀等の安全確保の推進

①安全点検の周知徹底と安全確保の推進	・広報紙やホームページにおいて安全点検を周知するとともに、県と連携し、ブロック塀等の倒壊の危険性、安全点検ポイント及び相談窓口などの情報を掲載したリーフレット等を、所有者や町民に回覧・配布し、所有者等による安全点検の実施や、危険なブロック塀等の安全確保を推進します。
②安全パトロールの実施の推進	・通学路等の沿道をはじめとしたブロック塀等について、町による安全パトロールや危険なブロック塀等の所有者への注意喚起などの取り組みを推進します
③ブロック塀等の実態把握の推進	・町と自治会・学校等の地域組織が連携した、地域の危険なブロック塀等の実態把握を推進します。実態把握に当たっては、通学路等から優先的に実施するなど、地域の実情に応じた取り組みを進めることとします。
④様々な機会における安全点検の実施	・木造住宅耐震診断者派遣事業に合わせて、既存ブロック塀等を点検することを検討します。
⑤危険なブロック塀等の撤去等補助の実施	・危険なブロック塀等の撤去等に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、町補助制度の創設を検討します。

### (2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、住宅・建築物耐震改修事業（土砂災害対策改修）、がけ地近接等危険住宅移転事業、宅地耐震化推進事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を検討します。

# 第6章 耐震診断及び耐震改修を促進する体制づくり

## 6-1 連携・役割分担の基本的考え方

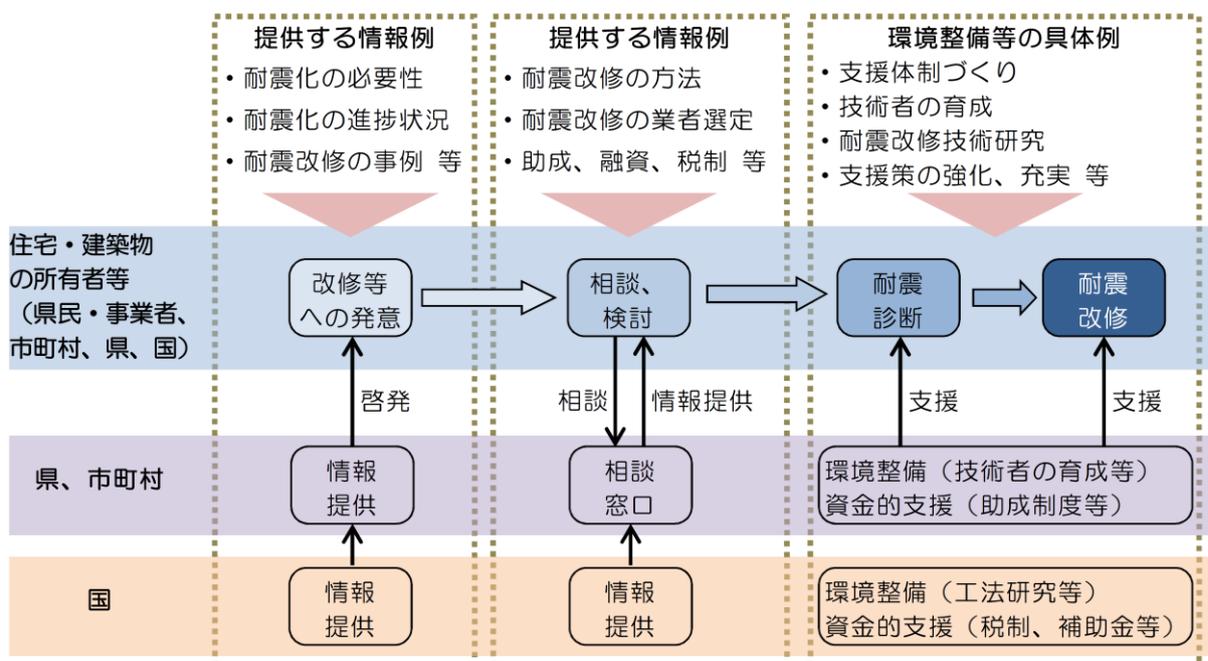
### (1) 住宅・建築物の所有者等の自助努力

自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。

よって、住宅・建築物の所有者等が、自助努力で耐震化を図るためには、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

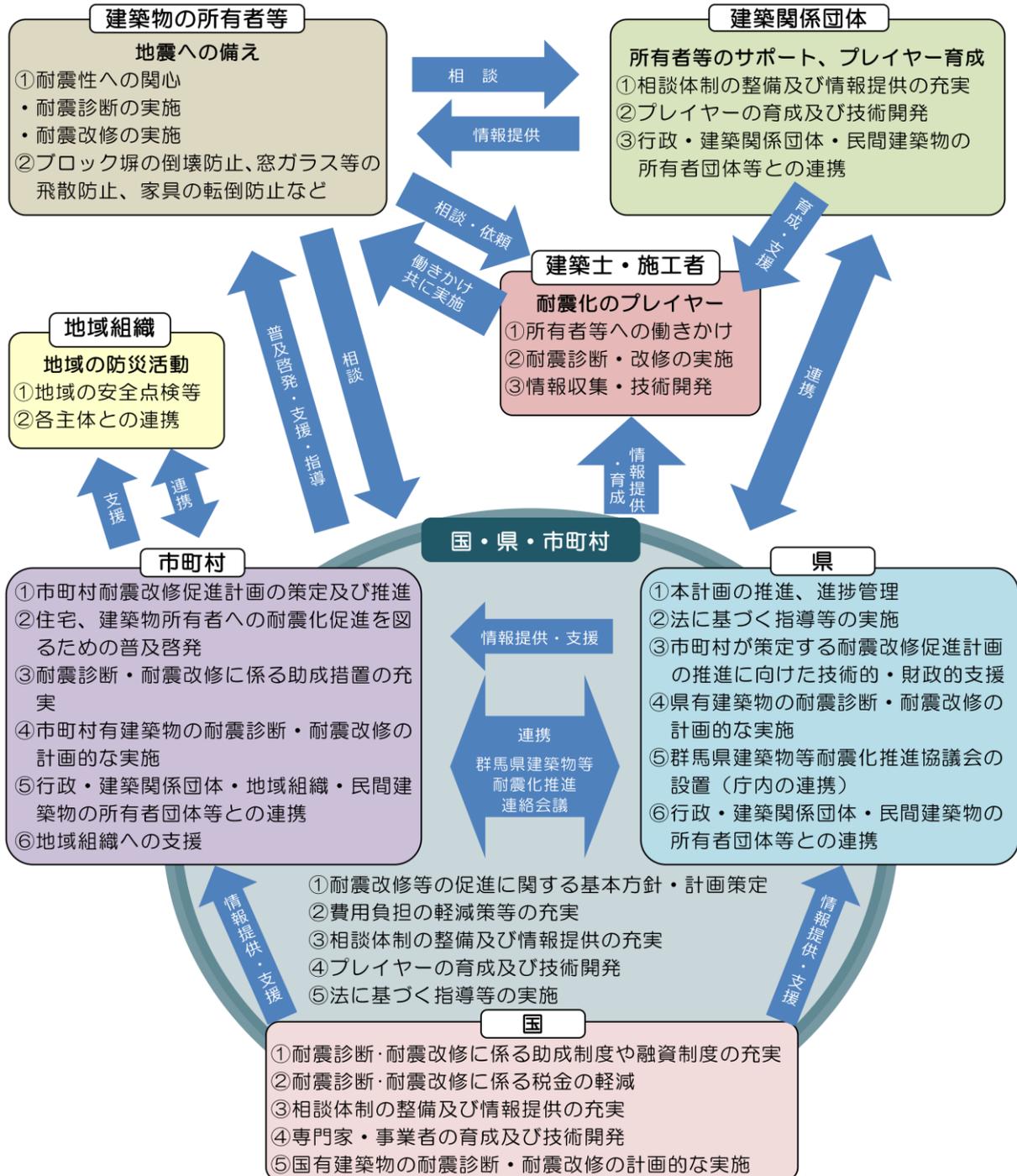
### (2) 行政支援

国・県・町は、所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。



### (3) 役割分担

中之条町は、以下のような役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。



## 6-2 その他の連携と支援

### (1) 県との連携強化

町は、計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議<sup>※1</sup>において、県との役割分担、効率的な施策の実施、法に基づく指導、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を行います。

※1 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

### (2) 地区活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は地域の防災活動の一環と考えられます。

中之条町は、県と連携し、地区における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、要配慮者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

資料 1 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条)	指示 <sup>※1</sup> 対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象建築物 <sup>※2</sup> の要件 (法附則第 3 条・法第 7 条)	
多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
		ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
		病院、診療所			階数3以上かつ5,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
		幼稚園、保育所			階数2以上かつ1,500㎡以上
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
	被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (法第 14 条第 2 号)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	
	地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第 14 条第 3 号)	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	
	防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応策に必要施設等の建築物	

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

要安全確認計画記載建築物(法第7条)

※1 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示 ※2 義務付け対象は旧耐震基準建築物

## 第2期中之条町耐震改修促進計画

---

令和3年3月

発行：中之条町